ぎふスタートアップ支援コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、ぎふスタートアップ支援コンソーシアム(以下「コンソーシアム」 という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、産学金官による緊密な連携のもと、関係者が一体となってスタートアップに関する機運向上と、スタートアップを生み育てる環境整備に取り組み、もって本県経済の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

- 第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
 - コンソーシアム会員間の交流促進
 - 二 スタートアップ及びスタートアップ支援組織双方への情報収集及び展開
 - 三 スタートアップの創出及び成長の支援
 - 四 スタートアップ支援組織に対する支援
 - 五 前各号に掲げるもののほか、目的の達成に必要と認める活動

(会員)

第4条 コンソーシアムの会員は、第2条の目的に賛同する企業、教育・研究機関、 経済団体、支援機関、金融機関、学識経験者、行政機関、スタートアップ等とす る。

(入会)

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、承諾を得なければならない。

(退会)

第6条 会員が退会を希望するときは、別に定める退会届を会長に提出しなければな らない。

(除名)

- 第7条 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、運営委員会の審議、議 決によりその会員を除名することができる。
 - 一 本要綱に違反し又はコンソーシアムの信用を著しく害したとき
 - 二 会員が解散又は営業の停止又は活動実態がないと認められたとき
 - 三 会員と長期に連絡がとれない場合
 - 四 その他コンソーシアムの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(役員)

- 第8条 コンソーシアムには、次の役員を置く。
 - 一 会長
 - 二副会長
 - 三 運営委員
- 2 会長は岐阜県商工会議所連合会 会長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学 学長の職にある者をもって充 てる。
- 4 運営委員は別表に掲げる団体とする。

(役員の職務)

- 第9条 役員の職務は次のとおりとする。
 - 一 会長はコンソーシアムの会議を主宰し、コンソーシアムを総括する。
 - 二 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職務を行う。
 - 三 運営委員は本要綱に定める事項のほか、会長が必要と認める事項を審議し、コンソーシアムの運営にあたる。

(顧問)

- 第10条 コンソーシアムには、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は特に定めない。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じコンソーシアムの会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(会議)

第11条 コンソーシアムの会議は運営委員会及びぎふプライムスタートアップ審査 委員会とする。

(運営委員会)

- 第12条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。
 - 一 第3条に掲げる事業の運営に関する事項
 - 二 規約の変更及び廃止
 - 三 会員の除名
 - 四 その他必要な事項
- 2 運営委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は会長が指名する者とする。
- 4 運営委員会の議長は、委員長が務める。
- 5 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数

をもって決する。なお、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

- 6 やむを得ず運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決し、又は議決権の行使を委員長に委任することができる。 この場合において前項の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみ なす。
- 7 緊急の必要がある場合は、委員長は運営委員に書面により賛否を求め、運営委員 会の議決に代えることができる。

(ぎふプライムスタートアップ審査委員会)

- 第14条 他のスタートアップの模範となり得るすぐれたスタートアップを審査する ため、コンソーシアム内に、ぎふプライムスタートアップ審査委員会(以下、「審 査委員会」という。)を設置する。
- 2 審査委員会の運営にあたり必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 コンソーシアムの事務を処理するため、公益財団法人岐阜県産業経済振興 センターに事務局を置く。

(専決処分)

- 第16条 会長は、運営委員会を招集するいとまがないと認めるとき、又はこれらの 権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次回の運営委員会において報告しなければならない。

(秘密保持)

第17条 役員、会員及び顧問は、本コンソーシアムの活動を通じて知り得た非公開の技術やアイデア等(以下「技術等」という。)について、当該技術等を有する者の了承を得ずに本コンソーシアム外の第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。役員、会員又は顧問でなくなった後も同様とする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は令和5年6月8日から施行する。

別表

運営委員	学校法人大垣総合学園岐阜協立大学		
	株式会社大垣共立銀行		
	株式会社十六銀行		
	岐阜県		
	岐阜県商工会議所連合会		
	岐阜県信用保証協会		
	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター		
	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学	*	五十音順